

県土マネジメント部建築工事における 猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

1. 基本的考え方

建設業における働き方改革の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

2. 対象工事

県土マネジメント部において発注する建築工事（建築設備工事を含む。以下「建築工事」という。）に適用する。

3. 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

（1）猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間とする。

（2）工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（1）に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したもの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書に明示する。

（3）工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（2）において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する。

なお、協議にあたっては、受注者は発注者に工事打合簿（別紙1）および猛暑による作業不能時間集計表（様式40別紙4）等を提出したうえで、工期中に発生した猛暑による作業不能日数、及び、その日数が上記（2）において設計図書に明示する日数と著しく乖離していることを説明すること。

4. その他

本指針によりがたい場合は、発注者と協議の上、別途個別に運用を定めることができる。

附則

本運用指針は、令和8年4月1日以降に入札公告する建築工事から適用する。

別記 設計図書への記載例

○猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- i) 作業不能日数：●日間（工期の始期は令和●年●月●日【工事開始期限の日付とする】で算定）【括弧内はフレックス工期契約制度を適用する工事において記載】
- ii) 上記 i) は、環境省が公表する近畿地方_奈良_●●地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射に考慮した暑さ指数）過去 5 年分（●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したもの。
- iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方_奈良_●●地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。